

安全保障理事会決議 1904 (2009)

2009年12月17日、安全保障理事会第6247回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1363 (2001)、1373 (2001)、1390 (2002)、1452 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1566 (2004)、1617 (2005)、1624 (2005)、1699 (2006)、1730 (2006)、1735 (2006) および 1822 (2008) 並びに関連する安保理議長声明を想起し、

あらゆる形態そして示威されるテロリズムは平和と安全に対する最も重大な脅威を構成すること、そしてテロ行為はいつそして誰により関与されても、その動機に関わらず、犯罪的で正当化できないことを再確認し、無辜の市民や他の犠牲者の死、財産の破壊および安定の多大な妨害を目的とする継続中のそして複数の犯罪的なテロ行為について、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデン、タリバーン、およびそれらと関係を有する他の個人、集団、企業そして組織に対する安保理の明白な非難をくり返し表明し、

効力のある国際人権法、難民および人道法を含む、国際連合憲章並びに国際法に従い、テロ行為による国際の平和と安全に対する脅威と戦う必要を再確認し、これに関連して国際連合がこの努力を先導しそして調整するための重要な役割を果たすことを強調し、

資金を増やすか、政治的譲歩を得る目的でアル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーンと関係する個人、集団、企業そして組織による誘拐および人質を取る事件の増加に懸念を表明し、

アフガニスタン、近隣国、取引ルートにある国、薬物の目的地となる国および前駆物質を生産する国からの麻薬の違法な生産および取引並びにそれらの国々への化学的前駆物質に対する戦いへの安保理の支援をくり返し表明し、

テロリストの脅威を妨害し、弱め、孤立化させ、そして無力化するための全ての国家、そして国際および地域機構の積極的な参加と協力に関与する持続的且つ包括的なアプローチによってのみ、テロリズムは敗北可能であることを強調し、

制裁は、国際の平和と安全の維持および回復について国際連合憲章下における重要な手段であることを強調し、これに関連して、テロ活動と戦う上での重要な手段として、この決議の第1項における措置を強固に履行する必要性を強調し、

全加盟国に対し、現在の一覧表記載の事項に関連のある追加的な情報を出し、適切な場合には一覧表からの削除要求を提出すること、およびこの決議の第1項に言及された措置を条件とすべき一覧表記載の事項に追加する個人、集団、企業並びに組織を特定し且つ指名することにより、決議 1267 (1999) および 1333 (2000) に基づいて作成された一覧表（「統合一覧表」）を維持し且つ更新することに積極

的に参加することを促し、

この決議の第1項の下で加盟国により履行された措置に対する、法的およびその他の課題に留意し、委員会の手続および統合一覧表の質の向上を歓迎し、またその手続が公正且つ明確であることを確保するための取組を継続する安保理の意図を表明し、

この決議の第1項に言及される措置は、実際は予防的であって、国内法により規定される刑事的水準には依拠しないことをくり返し表明し、

国際連合システムにおけるテロ対策に対する取組の全体的な調整および一貫性を確保するための、総会による2006年9月8日の国際連合グローバルテロ対策戦略(A/60/288)の採択およびテロ対策履行タスクフォース(CTITF)の創設を想起し、

委員会とINTERPOL、とりわけ技術的支援と能力構築に関する国際連合薬物犯罪事務所およびその他の全ての国際連合機関間の継続的協力を歓迎し、また国際連合システムのテロ対策の取組の全体的な調整および一貫性を確保するためのテロ対策履行タスクフォース(CTITF)との契約を更に奨励し、

アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン並びに彼らと関係を有する個人、集団、企業および組織により、決議1267(1999)の採択から10年に、国際の平和と安全に対して与えられた継続した脅威に懸念をもって留意し、その脅威の全ての面に対処する安保理の決意を再確認し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

措置

1. 決議1267(1999)および1333(2000)に基づいて作成された一覧表(「統合一覧表」)に言及されているような、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン並びに彼らと関係を有する個人、集団、企業および組織に関する決議1267(1999)の第4項(b)、決議1333(2000)の第8項(c)並びに決議1390(2002)の第1および2項により従前に課されたような措置を、全ての国は講じるべきであることを決定する。
 - (a) 彼らにより、あるいは彼らを代表する若しくは彼らの指示によって行動する人物により、直接あるいは間接に所有されまたは支配されている財産から発生する資金を含む、これらの個人、集団、企業および組織の資金並びに他の金融資産または経済的資源を遅滞なく凍結し、またそれらあるいはいかなる他の資金、金融資産または経済的資源を、自国民若しくは自国領域内の人物によりそのような人物の利益のために、直接あるいは間接に、利用させないことを確保すること。
 - (b) 本項はいかなる国家も自国民の入国あるいは領域からの出国を拒否する義務を負うものではないこと、および本項は司法手続の遂行のため入国あるいは通過が必要な場所、または委員会が事例ごとに入国や通過が正当化されると決定する場合にのみ適用するべきではないという条件で、これらの個人の入国または領域を通った通過を防止すること。
 - (c) 自国領域からまたは領域外の自国民により、あるいは自国旗を使用する船舶または航空機により、

これらの個人、集団、企業および組織に対する、武器および兵器並びに弾薬、軍用車両と装備、準軍事的装備と前記の物の予備部品を含む全ての形態の関連物資、および軍事活動に関連する技術的助言、援助あるいは訓練の直接または間接の供給、売却または移転を防止すること。

2. 個人、集団、企業または組織がアル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーンと関係を有することを示している行為または活動は、次のものを含むことを再確認する。
 - (a) 彼らに、協力して、その名の下に、代表して、あるいは支持して、行為や活動の資金調達、計画、支援、準備若しくは犯行に参加すること。
 - (b) 彼らに、武器および関連物資を供給し、売却しまたは移転すること。
 - (c) 彼らのために、勧誘すること、若しくは、
 - (d) その他、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーン若しくはその何らかの構成分子、会員、分派または派生したものの行為あるいは行動を支援すること。
3. アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーンと関係を有する個人、集団、企業または組織により、直接または間接に、所有されあるいは支配されたか、若しくは支援されている、何らかの企業または組織は、指定に値するべきことを更に再確認する。
4. 上記第1項(a)の要件は、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーンおよび彼らと関係を有する個人、集団、企業または組織の支援に用いられる、インターネット企業者若しくは関連サービスの供給のために用いられているものを含むがそれに限定されない、あらゆる種類の金融および経済資源に適用されることを確認する。
5. 上記第1項(a)の要件は、統合一覧表にある個人、集団、企業または組織に対する身代金の支払いにも適用されるものとすることを更に確認する。
6. 加盟国が、一覧表に掲載された個人、集団、企業または組織に対する何らかの支払いを、そのような支払いが上記1項の規定を条件として且つ凍結され続けていることを条件として、上記第1項の規定に基づいて凍結された口座に追加できることを決定する
7. 加盟国に対し、決議 1452 (2002) の第1および2項に定められ、決議 1735 (2006) で改正された上記第1項(a)の措置に対する適用可能な例外に関する規定を利用することを奨励し、また委員会に対し、加盟国によるその利用を促進しまた人道的な例外が迅速に且つ率直に認められることを確保し続けるために委員会の指針に定められた例外のための手続を再検討することを指示する。

一覧表への掲載

8. 全加盟国に対し、決議 1617 (2005) の第2項で詳述され且つ上記第2項で再確認されたように、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンまたはタリバーンおよびそれらと関係する他の個人、集団、企業並びに組織の行為あるいは活動の資金調達または支援に、なんらかの手段により参加している個人、集団、企業および組織の名前を、統合一覧表に含めるために提出することを奨励し、また加盟国

に対し、統合一覧表への記載に関係する国内の接触点を指定することを奨励する。

9. そのような資金調達または支援の手段は、とりわけアフガニスタンを原産とする麻薬およびその前駆物質の違法な栽培、採算および取引から派生する収益の使用を含むがそれには限定されないことに留意する。
10. 決議 1806 (2008) の第 30 項に詳述されるようにアル・カーイダおよびタリバーンの行動や活動に資金調達または支援に参加している個人と組織を特定することを含む、委員会およびアフガニスタン政府並びに国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) 間の継続する協力に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。
11. 統合一覧表に含めるため委員会に名前を提案する時には、加盟国は決議 1735 (2006) の第 5 項および決議 1822 (2008) の第 12 項に従って行動し且つ事例の詳細な声明を提供することを再確認し、また事例の声明は、要請に基づき、加盟国が委員会に対し非公開として特定した部分を除き公開されるものとし、また下記 14 項において詳述された一覧表掲載のための理由の説明概要を作成するために利用できることを更に決定する。
12. 新しい指名を提案している加盟国およびこの決議の採択前に統合一覧表に含めるために名前を提案した加盟国に対し、加盟国からの要請に基づいて、指名した国としての加盟国の立場を委員会が知らせるかどうかが、明記することを奨励する。
13. 加盟国に対し、統合一覧表への記載のための名前を委員会に提案する時には、一覧表掲載のための新しい標準形式が、採択され委員会のウェブサイトに掲載されたならば、用いることを求め、また、提案された名前に関する可能な限りの多くの関連する情報、とりわけ個人、集団、企業および組織を正確に且つ積極的に特定化することを許容するために十分な識別情報を、委員会に対して提供することを要請し、また、委員会に対し、この決議の規定に従って一覧表掲載のための標準形式を、必要に応じて、更新することを支持する。
14. 委員会に対し、監視チームの支援を得て且つ指定した関連国と調整して、記載に対応するため一覧表掲載の理由の説明概要に、統合一覧表に名前が追加されると同時に、ウェブサイトでアクセス可能にすることを指示し、また委員会に対し、監視チームの支援を得て且つ指定した関連国と調整して、決議 1822 (2008) の採択日以前に統合一覧表に追加された記載者が、委員会のウェブサイトの一覧表掲載の理由の説明概要にアクセスできるようにするための取組を継続することを更に指示する。
15. 加盟国および関連国際機構に対し、一覧表掲載に対応を再検討するか一覧表掲載の理由の説明概要を更新する時に委員会がそれらを審議できるように、あらゆる関連裁判所の決定および手続を委員会に通知することを奨励する。
16. 委員会の全加盟国および監視チームに対し、加盟国からの一覧表掲載要求に関して利用できるあらゆる情報を、この情報が指名に関する委員会の決定に情報を与え、第 14 項に詳述された一覧表掲載

23. 国家に対し、公式に死亡が確認された、とりわけ資産がないことが確認された個人および存在をやめてしまった組織の一覧表からの削除要請を提出すること、そしてまた同時にそれらの個人または組織に属していた資産が統合一覧表にある他の組織や個人に移転または分配されていないこと若しくはされないことを確保するための全ての理に叶った措置を講じることを奨励する。
24. 加盟国に対し、一覧表からの削除の結果として死亡した個人若しくは消滅した組織の資産の凍結を解除した時、決議 1373 (2001) に述べられた義務を想起し、またとりわけテロリストの目的のために利用されてきた資産の凍結解除を防止することを奨励する。
25. 委員会に対し、一覧表からの削除要求を審議する際に、指名されている国および居住国、国籍国または法人所在国の意見にしかるべき考慮を与えることを奨励し、委員会の構成国に、そのような一覧表からの削除要求に異議を唱えるための理由を用意するため全力をつくすことを求める。
26. 監視チームに対し、決議 1822 (2008) の第 25 項に従った再検討の結論に基づき、統合一覧表にある死亡が報告された個人の一覧表を死亡証明書のような関連情報の評価とともに、また、可能な範囲まで、凍結された資産の地位および所在地並びに何らかの凍結が解除された資産を受け取る立場にあるあらゆる個人または組織の名前を 6 か月ごとに委員会に回覧することを要請し、委員会に対し、これらの一覧表記載事項が適切であるかどうかを決定するためこれらを再検討することを指示し、また委員会に対し、死に関する信頼に値する情報が入手できる場合には、死亡した個人を一覧表記載事項から削除することを奨励する。
27. 事務局は、統合一覧表から名前が削除されてから三就業日以内に、個人または組織が所在していると考えられる国、および個人の場合には、その者が国民である国（この情報が判明している範囲において）の常駐代表部に通知することを決定し、また、そのような通知を受領する国は、その国内法および慣行に従い、時宜を得た方法で、関係する個人若しくは組織に一覧表からの削除を通知または通報するための措置を講じることを要求する。

統合一覧表の再検討と維持

28. 全加盟国、とりわけ指名された国および居住国または国籍国に対し、リストに掲載された組織、集団および企業の活動状況、リストに掲載された個人の動向、収監または死亡並びに情報が入手可能になったようなその他の重要な出来事に関する最新情報を含む、リストに掲載された個人、集団、企業および組織に関する追加的な特定するおよびその他の情報を、証拠立てる文書と共に、委員会に提出することを奨励する。
29. 決議 1822 (2008) の第 25 項に従った統合一覧表にある全ての名前の再検討において委員会により為された重要な進展を歓迎し、委員会に対し、2010 年 6 月 30 日までにこの再検討を完了することを指示し、また、関係する全ての国が、この再検討に関係する情報を求める委員会からの要請に、2010 年 3 月 1 日以前に応じることを要請する。

30. 監視チームに対し、2010年7月30日までに、決議1822(2008)の第25項に記述された再検討の結果およびこの再検討を実行するため委員会、加盟国および監視チームにより為された取組に関する報告書を委員会に提出することを要請する。
31. 監視チームに対し、決議1822(2008)の第25項に記述された再検討の結果に基づき、その記載が彼らに対して課されている措置の効果的な履行を確保するために必要な確認手段を欠いている統合一覧表にある個人および組織の一覧表を毎年委員会に回覧することを要請し、また委員会に対し、これらの一覧表記載事項が適切であるかどうかを決定するためこれらを再検討することを指示する。
32. 委員会に対し、決議1822(2008)の第25項に記述された再検討の完了に基づき、統合一覧表が更新され可能な限り正確であることを確保し、一覧表記載事項が適切であることを確認するために、委員会の指針に規定された手続に従って、指定している国および居住国の/若しくは知られている場合には市民権のある国に関連する名前が回覧されている、3年あるいはそれ以上再検討されていない統合一覧表にある全ての名前の毎年の再検討を実施することを更に指示し、またこの決議の添付書類IIに定められている手続に従って、この決議の採択の日以降の一覧表からの削除要請についての委員会の審議は、当該一覧表記載事項の再検討に対応して審議されるべきことに留意する。

履行措置

33. 上記第1項に記述された措置の全ての要素を完全に履行するために、全ての国が適切な手続を確定し、また必要ならば導入する、重要性をくり返し表明する。
34. 委員会に対し、個人および組織を統合一覧表に掲載しまた削除し並びに人道的免除を与えるために公正且つ明確な手続が存在することを確保することを奨励し、また委員会に対して、これらの目的を支持するために、委員会の指針を積極的な再検討の下に置き続けることを指示する。
35. 委員会に対し、優先事項として、この決議の規定、とりわけ第7、13、14、17、18、22、23、34および41項に関してその指針を再検討することを指示する。
36. 加盟国および関連する国際機構に対し、関連事項のより深い討議のために委員会と会合するために代表を送ることを奨励し、とりわけ措置の完全な履行を妨げる課題を含む、上記第1項に言及された措置を履行するための取組に関して、関心のある加盟国からの自発的な説明を歓迎する。
37. 委員会に対し、加盟国の履行の努力に関する委員会の調査結果について安保理に報告することおよび履行を促進するために必要な措置を特定化し且つ勧告することを要請する。
38. 委員会に対し、上記1項に従った措置を履行しない可能な事例を特定すること、且つ各事例について適切な行動の方法を決定することを指示し、また委員会議長に対し、下記第46項に従って安保理への定期的な報告において、この問題に関する委員会の活動に関する経過報告書を提供することを要

請する。

39. 全加盟国に対し、上記第1項に定める措置の履行において、可及的速やかに、国内法と慣行に従って、不正の、偽造の、盗まれたそして紛失したパスポートや他の旅行用書類が無効とされ且つ流通から除外されることを確保すること、および INTERPOL のデータベースを通じて他の加盟国とそれらの書類に関する情報を共有することを促す。
40. 加盟国に対し、国内法と慣行に従って、自国の管轄権に関係がある不正の、偽の、盗まれたそして紛失した身分証明または旅行用書類に関係する国のデータベースにある民間部門の情報を共有すること、また、一覧表に掲載された当事者が、信用を確保するためを含む偽の身分証明あるいは不正の旅行用書類を使用していることが判明したならば、これに関連して、情報を委員会に提供することを奨励する。
41. 委員会に対し、特別な事情が審議のための追加的な時間を必要としていると委員会が事例ごとの基準に基づき決定しない限り、6か月以上の期間にわたり問題が委員会の前に未決のまま残されることがないことを確保するためにその指針を修正することを指示し、また提案を審議するためより多くの時間を要求した委員会のどの構成国に対しても、全ての未決のまま残された問題を解決するその進展について3か月後に最新情報を提供することを更に指示する。
42. 委員会に対し、この決議の採択の日現在で委員会の前に未決のままの全ての問題の包括的な再検討を実施することを指示し、また委員会およびその構成国に対し、全てのそのような未決のままの問題を、可能な範囲まで、2010年12月31日までに解決することを更に促す。

調整と活動

43. 適切な場合には、拡大された情報を共有すること、その各々の職務権限内での国家訪問、技術的支援を高め且つ監視すること、国際的および地域的組織と機関との関係並びに三つの委員会全てに関係する他の問題、に関する調整を通してを含む、委員会、テロ対策委員会 (CTC) および決議 1540 (2004) に従って設立された委員会並びにその各々の専門化集団間の現行の協力を拡大する必要性をくり返し表明し、彼らの努力を調整しまたそのような協力を高めるための共通の関心のある分野に関して委員会に指針を提供する安保理の意図を表明し、また事務総長に対し、可及的速やかに、相互に位置することになるグループのための必要な準備を講じることを、要請する。
44. 監視チームと国際連合麻薬犯罪事務所に対し、地域的および準地域的ワークショップの組織化を通じてを含む、関連決議の下での義務を遵守する取組において加盟国を支援する CTED と 1540 委員会専門家と協力して、共同の活動を継続することを奨励する。
45. 委員会に対して、この決議および決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1390 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1617 (2005)、1735 (2006) および 1822 (2008) の完全な遵守を国家に奨励することを目的として、上記第1項に言及された措置の完全且つ効果的な履行の拡大のため、適切な場所と

時期に、議長および/あるいは委員会委員による、選択された国家への訪問を考慮することを要請する。

46. 委員会に対し、その議長を通じて、委員会および監視チームの全般的な活動の状況に関して少なくとも 180 日毎に、また、全ての関心を有する加盟国への説明を含む、適切な、CTC 議長報告および決議 1540 (2004) に従って設立された委員会の報告と併せて、安保理に対し口頭で報告することを要請する。

監視チーム

47. その職務権限を遂行することにおいて委員会を支援しおよび行政監察官を支持するために、決議 1526 (2004) の第 7 項に従って設立された、ニューヨークを根拠地とする現在の監視チームの職務権限を、添付書類 I に定められた責任について委員会の指示の下で、更に 18 か月の期間延長することを決定し、また事務総長に対し、この取組に対し必要な準備を講じることを要請する。

再検討

48. 上記第 1 項に記述された措置を、それを可能な限りより強化する目的で、18 か月内に、必要であればそれより早く、再検討することを決定する。
49. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付書類 I

この決議の第 47 項に従って、監視チームは、決議 1267 (1999) に従って設立された委員会の指示により活動し、次の責任を有するものとする。

- (a) 措置の促進された履行と可能な新しい措置についての特定の勧告を含む、この決議の第 1 項に言及された措置の国家による履行に関する、二つの包括的な独立した委員会への報告書を、一つは上記第 30 項に従って、2010 年 7 月 30 日までに、そして二つ目は 2011 年 2 月 22 日までに、書面で、提出すること。
- (b) この決議の添付書類 II に明記されたような彼／彼女の職務権限を実行する行政監察官を支援すること。
- (c) 一覧表掲載に関係する事実および状況についての委員会の記録を発展させる目的で加盟国への渡航および連絡の実施を含めて、統合一覧表の名前を定期的に再検討する委員会を支援すること。
- (d) 決議 1455 (2003) の第 6 項に従って提出された報告書、決議 1617 (2005) の第 10 項に従って提出されたチェックリスト、そして委員会により指示されたように加盟国により委員会に提出されたその他の情報を分析すること。
- (e) この決議の第 1 項に言及された措置の履行に関するものを含む、情報を求める加盟国への要請に関するフォローアップにおいて、委員会を支援すること。
- (f) 重複を避け相乗効果を強化するため、CTED と 1540 委員会の専門家グループとの緊密な調整を基礎として、提案された渡航を含むその責任を遂行するために予想された監視チームが詳細化した活動について、必要であれば、再検討し且つ承認するため、活動の包括的なプログラムを委員会に提出すること。
- (g) 3 つの委員会の間で、報告の範囲を含め、一致点と重複の範囲を特定し、強固な調整を助長することを助けるため、CTED と 1540 委員会専門家グループが緊密に活動し情報を共有すること。
- (h) 国際連合システムの、とりわけその関連作業部会を通じての、テロリズム対策の取組における全体的な調整と一貫性を確保するために設立されたテロ対策履行タスクフォース内を含む、国際連合世界テロ対策戦略の下での全ての関連する活動に積極的に参加し且つ支援すること。
- (i) 加盟国から集めた情報を照合しまた自らの発議によりまた委員会からの要請に基づき事例研究をその再検討のため委員会に提出することによりこの決議の第 1 項に言及された措置の不遵守を分析して、委員会を支援すること。
- (j) この決議の第 1 項に言及された措置の履行および統合一覧表への提案された追加を準備することにより加盟国を支援するため、加盟国が利用しうる勧告を、委員会に示すこと。

- (k) 一覧表掲載の提案に係る情報を収集し且つ委員会に回覧することまた第 14 項に言及された説明概要案を準備することを含む、一覧表掲載のための提案の審議において委員会を支援すること。
- (l) 死亡した個人に関して公的に報じられた情報のような、一覧表からの削除の根拠となる新しいまたは注目に値する状況に委員会の注意を向けること。
- (m) 委員会により承認されたような行動計画に基づき、選択された加盟国への渡航に先立ち、加盟国と協議すること。
- (n) 適切な場合には、訪問した国で国家テロ対策フォーカルポイントまたは同様の対応組織と調整し且つ協力すること。
- (o) 加盟国に対し、委員会によって指示されたように、統合一覧表に含むための名前と追加的な特定化する情報を提出することを奨励すること。
- (p) 統合一覧表を可能な限り更新し且つ正確なものとし続ける委員会の取組を支援するため、委員会に追加的な特定化するまた他の情報を提示すること。
- (q) 委員会と協議して、関連する学者や研究機関との対話を発展させることを含み、アル・カーイダおよびタリバーンの脅威の変化する性質並びにそれに立ち向かう最善の措置を、研究し且つ委員会に報告すること。
- (r) アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラーデンおよびタリバーン並びに彼らに関連するその他の個人、集団、企業および組織によるインターネットの犯罪的な悪用を防ぐことに関係があるようなこの決議の第 1 項(a)の措置の履行を含む措置の履行に関して照合し、評価し、監視し且つ報告し、また勧告を行うこと。適切に事例研究を行うこと。委員会により指示された関連するその他の問題について深く検討すること。
- (s) 特にこの付属文書の(a)項に言及された監視チームの報告書に含まれるであろういかなる事項に関連して、ニューヨークおよび各首都の代表団との定期的な対話を含め、彼らの批評を考慮して、加盟国およびその他の関連機関と協議すること。
- (t) 情報の共有を助長し、措置の強制力を強化するため、地域フォーラムを通じて、加盟国の情報および治安機関と協議すること。
- (u) 資産凍結の現実的な履行について学習するためおよびその措置を強化するための勧告を発展させるために、金融機関を含む関連する民間部門の代表と協議すること。
- (v) 措置の意識と遵守を促進させるため、関連する国際および地域機関と協働すること。

- (w) INTERPOL 特別報告に可能であれば含めるために、一覧表に掲載された個人の写真を入手するため INTEPOL および加盟国と協働すること。
- (x) 決議 1699 (2006) で言及された、INTERPOL との協力を拡大する要請を受けて、安全保障理事会の他の補助機関およびその専門家パネルを支援すること。
- (y) 加盟国への訪問およびその活動を含め、監視チームの活動について口頭および/または文書での説明を通じて、定期的にあるいは委員会がそのように要請した時に、委員会に報告すること。
- (z) 委員会により特定化されたその他の責任。

付属文書Ⅱ

この決議の第 20 項に従って、行政監察官事務所は、統合一覧表にある個人、集団、企業または組織により、または彼らに代わって（申請者）提出された一覧表からの削除要請の受領について以下の任務を行う権限が与えられるものとする。

情報収集（2 か月）

1. 一覧表からの削除要請を受領した時には、行政監察官は、
 - (a) 一覧表からの削除要請の受領を申請者に通知する。
 - (b) 一覧表からの削除要請を処理する一般的な手続を申請者に通知する。
 - (c) 委員会手続に関する申請者からの明確な質問に回答する。
 - (d) 申請が、この決議の第 2 項に定められたような当初の指定基準に適切に対処していない場合には申請者に通知し、また、それを彼または彼女の検討のために申請者に返却する。
 - (e) 要請が新規の要請であるか再要請であるかを検証し、それが行政監察官に対する再要請で、何の追加情報も含まないならば、それを彼または彼女の検討のために申請者に返却する。
2. 一覧表からの削除申請が、申請者に返却されない場合は、行政監察官は、一覧表からの削除要請を、委員会の構成国、指名している国、居住国または国籍若しくは法人のある国、関連する国際連合機関および行政監察官により関連するとみなされたその他の国に直ちに転送するものとする。行政監察官は、これらの国または関連する国際連合機関に対し、2 か月以内に、一覧表からの削除要請に関連する適切な通以下情報を提供することを求めるものとする。行政監察官は、以下のことに関する決定を行うためこれらの国との対話に従事する。
 - (a) 一覧表からの削除要請が認められるか否かに関するこれらの国の意見
 - (b) 一覧表からの削除要請を明瞭にするため申請者により講じられるであろう何らかの情報若しくは措置を含む、これらの国々が一覧表からの削除要請に関し申請者と連絡したくなるような説明のための情報、質問または要請
3. 行政監察官は、2 か月以内に、行政監察官に提供された一覧表からの削除要請を監視チームに直ちに転送するものとする。
 - (a) 裁判所の決定および手続、新しい報告書、国または関連する国際機関が委員会若しくは監視チームと以前共有していた情報を含む、一覧表からの削除要請に関連する、監視チームが利用可能な全ての情報
 - (b) 一覧表からの削除要請に関連する申請者により提供された情報の、事実に基づく評価、および
 - (c) 監視チームが、一覧表からの削除要請に関して申請者に尋ねるであろう説明を求める質問若しくは要請
4. 情報収集のこの 2 か月の期間の終了時点で、行政監察官は、どの国家が情報を提供したかに関する詳細を含む、その時点までの進展について、委員会に文書で最新情報を提出する。行政監察官は、彼または彼女が情報を集めるために、情報提供のための追加の時間を加盟国が要請したことにしか

るべき検討をするためにより多くに時間が必要であると評価したなら、この期間を2か月間まで一度だけ延長できる。

対話（2か月）

5. 情報収集期間の終了に基づき、行政監察官は、申請者との対話を含む2か月の契約期間を助長するものとする。追加的な時間を求める要請にしかるべき検討をするために、行政監察官は、彼または彼女がこの契約および下記第7項において記述されている包括的報告書の下書きのためにより多くの時間が要求されていると評価したならば、この期間を2か月間まで一度だけ延長できる。
6. この契約期間中に、行政監察官は、
 - (a) 関連する国、委員会および監視チームから受領した何らかの質問または情報要請を含む、要請の委員会による検討を援助するであろう質問または追加情報の要請若しくは説明を、申請者に尋ねてもよい。
 - (b) 申請者からの回答を関連する国、委員会および監視チームに対し転送し、申請者による不完全な回答に関して申請者のフォローアップを行うものとする。
 - (c) 更なる申請者の質問または申請者への回答について、国、委員会および監視チームと調整を行うものとする。
7. 上に記述された契約期間の終了に基づいて、行政監察官は、監視チームの援助を得て、排他的に包括的報告書の草案を作成し委員会に回覧する。
 - (a) 一覧表からの削除要請に関連する行政監察官が利用可能な全ての情報を要約し且つ適宜その出典を特定する。報告書は、行政監察官と加盟国の連絡の秘密の要素を顧慮するものとする。
 - (b) 申請者との対話を含むこの一覧表からの削除要請に関する行政監察官の活動を記述する。
 - (c) 行政監察官にとって利用可能な全ての情報の分析および行政監察官の見解を基礎として、一覧表からの削除要請に関する主要な論拠を委員会に提出する。

委員会の議論および決定（2か月）

8. 委員会が包括的報告書を再検討するため30日をかけた後、委員会の議長は一覧表からの削除要請を審議のための委員会の議題に置くものとする。
9. 委員会が一覧表からの削除要請を審議する時、行政監察官は、監視チームによる援助を得て、適宜、本人自ら包括的報告書を提案し、要請に関する委員会構成員の質問に回答するものとする。
10. 委員会の審議の後、委員会はその通常的意思決定手続を通じて一覧表からの削除要請を承認するかどうかを決定するものとする。
11. 委員会が一覧表からの削除要請を認めることを決定したならば、その後委員会はこの決定を行政監察官に通知する。行政監察官は、その後、申請者にこの決定を通知しそして一覧表掲載事項は、

統合一覧表から削除されるものとする。

12. 委員会が一覧表からの削除要請を却下することを決定したならば、その後委員会は、適宜、説明のコメント、委員会の決定についての何らかの更なる関連情報、および一覧表掲載事項に対する理由の最新の概要説明を含むその決定を行政監察官に伝えるものとする。
13. 委員会が一覧表からの削除要請を却下したことを行政監察官に通知した後に、行政監察官は、事前に委員会にその複写を送って、申請者に 15 日以内に以下の内容の書簡を送るものとする。
 - (a) 継続して一覧表に記載されるとの委員会の決定を伝える。
 - (b) 可能な範囲で且つ行政監察官の包括的報告書、プロセスおよび行政監察官による収集された公開可能な事実に関する情報から引き出して記述する。
 - (c) 上記第 12 項に従って行政監察官に提供された決定に関する全ての情報を委員会から転送する。
14. 申請者との全ての連絡において、行政監察官は委員会審議の秘密および行政監察官と加盟国との間の連絡の秘密を顧慮するものとする。

その他の行政監察官事務所の任務

15. 上記に特定された任務に加えて、行政監察官は、
 - (a) 情報を要請する人に対し、委員会の指針、ファクトシートおよびその他の委員会が準備した文書を含む委員会手続に関する公開可能な情報を配布する。
 - (b) 住所が判明している場合には、この決議の第 18 項に従って、事務局が公的に国の常駐代表団に通知した後、個人または組織に彼らの一覧表掲載事項の状態について通知する。
 - (c) 行政監察官の活動を要約した報告書を半年に一度、安全保障理事会に提出する。